

## 活用できる制度一覧

申請方法など、詳しくは各制度のホームページをご覧ください。

詳しくはこちら▶

個人向け



事業者向け



離職者等緊急生活資金	離職者1人当たり <b>100万円</b> を貸付 融資期間は5年以内（6カ月以内の据置き可）	県労政雇用課 Tel.089-912-2500
緊急小口資金	<b>10万円</b> を貸付（特例の場合は20万円）	社会福祉協議会 Tel.0898-64-2600
総合支援資金 （生活支援費）	1カ月当たり、単身世帯の場合は <b>15万円以内</b> 、複数世帯の場合は <b>20万円以内</b> を貸付	個人向け緊急小口資金・総合支援資金 相談コールセンター Tel.0120-46-1999
納税の猶予	法令の要件を満たす方は、納税が猶予（申請による換価の猶予または徴収の猶予）される場合があります。	納税課 Tel.0897-52-1241
国民年金保険料免除・納付の猶予	一時的に国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により免除や納付の猶予が適用される場合があります。	新居浜年金事務所 Tel.0897-35-1300 市民生活課 Tel.0897-52-1383
介護保険料免除・納付の猶予	一時的に介護保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の減免や納付の猶予が適用される場合があります。	長寿介護課 Tel.0897-52-1419
国民健康保険税の減免	一時的に国民健康保険税の納付が困難な場合、申請により減免が適用される場合があります。	市民税課 Tel.0897-52-1274
後期高齢者医療保険料の減免	一時的に後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合、申請により減免が適用される場合があります。	国保医療課 Tel.0897-52-1212 愛媛県後期高齢者医療広域連合 Tel.089-911-7734
上水道料金・下水道使用料の支払いの相談	一時的に上水道料金・下水道使用料の支払いが困難な場合、支払い方法について相談できます。	水道業務課 Tel.0897-52-1584 下水道業務課 Tel.0897-52-1224
国民健康保険傷病手当金	被保険者のうち被用者の方で、感染または感染の疑いによる療養のため就労できず、給与を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。	国保医療課 Tel.0897-52-1447
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	勤め先が中小事業者かつ、新型コロナウイルスの影響で休業させられたものの休業中の賃金（休業手当）を受け取ることができない方に、休業前賃金の <b>80%</b> （日額上限11,000万円）を支給します。	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター Tel.0120-221-276
持続化給付金 ※飲食業や農業など全業種で使えます	1カ月の売り上げが前年同月比で <b>50%</b> 以上減少した場合 限度額： <b>200万円</b> （中小企業） <b>100万円</b> （個人事業者） ※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年1～3月に創業した事業者も支援対象となります。	持続化給付金事業コールセンター Tel.0120-115-570
家賃支援給付金	中堅企業・中小企業・小規模事業者・個人事業者などのテナント事業者のうち、5～12月において、いずれか1カ月の売り上げが前年同月比で <b>50%</b> 以上減少、または連続する3カ月の売り上げが前年同期比で <b>30%</b> 以上減少した場合 直近の家賃・地代（月額）の <b>2/3</b> （限度額：法人100万円、個人事業者50万円）× <b>6カ月</b> ※電子申請ができない方向けに申請サポート会場（※1・2）を設置しています。（要事前予約）	家賃支援給付金コールセンター Tel.0120-653-930 ※1 松山会場 松山市千舟町4丁目3-7 青野ビル5階 TKP松山市駅前 カンファレンスセンター ホール5A 申請サポート会場受付専用ダイヤル Tel.0120-150-413 ※2 西条会場の開設は未定
信用保証	セーフティネット4号：売上 <b>20%</b> 以上減少 <b>100%保証</b> セーフティネット5号：売上 <b>5%</b> 以上減少 <b>80%保証</b> 危機管理：売上 <b>15%</b> 以上減少 <b>100%保証</b> ※無利子になる場合あり	愛媛県信用保証協会 Tel.089-931-2114
経営安定化資金	セーフティネット信用保証を受けた場合 限度額： <b>1,000万円</b> （ <b>利子・信用保証料を市が全額補助</b> ）	○融資に関すること 市内金融機関 ○制度に関すること 産業振興課 Tel.0897-52-1482
振興資金	売上減少幅に関係なく 限度額： <b>500万円</b> （ <b>信用保証料を市が全額補助</b> ）	
税金などの納付の猶予	納付が困難な場合、国税・地方税などの納付を猶予	高松国税局 Tel.0120-948-507 納税課 Tel.0897-52-1241
雇用調整助成金	休業手当（1人当たり1日 <b>15,000円</b> 上限）を支給した場合 助成率：解雇あり 80% 解雇なし 100%	愛媛労働局職業対策課分室（助成金センター） Tel.089-987-6370
緊急地域雇用維持助成金	解雇を伴って雇用調整助成金を活用した場合 休業手当額に対して県10%・市5%を助成	県産業人材室 Tel.089-912-2505 産業振興課 Tel.0897-52-1490
雇用調整助成金活用促進補助金	雇用調整助成金の申請事務にかかる社会保険労務士の費用を補助 限度額： <b>20万円</b>	産業振興課 Tel.0897-52-1490

個人向け

事業者向け

# あなたの生活を支える 制度を見つけてください

新型コロナウイルスの影響で生活に不安を抱えている皆さまへ、国や県、市などではさまざまな支援を実施しています。ぜひご利用ください。  
（掲載内容は7月14日現在のものです）

## ひとり親世帯を支援します

### ひとり親世帯臨時特別給付金

低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援です。支給には「基本給付」と「追加給付」があります。対象や支給手続きが異なるので、ご注意ください。

▶対象 以下のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
- ②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が大きく減少した方（基本給付のみ）

▶申請方法・支給時期

- ①の方  
基本給付：申請不要。8月31日(月)までに支給予定。  
追加給付：8月3日(月)～31日(月)に、児童扶養手当の現況届確認時に受け付け。9月以降に順次支給。  
※児童扶養手当の現況届については15ページに掲載。

#### 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯など  
**1世帯5万円・第2子以降1人につき3万円**

#### 追加給付

収入が減少しているひとり親世帯など  
**1世帯5万円**

- ②の方 基本給付・追加給付ともに、8月3日(月)～翌年2月26日(金)に受け付け。9月以降に順次支給。  
○③の方 基本給付のみ受給可能。8月3日(月)～翌年2月26日(金)に受け付け。9月以降に順次支給。  
※②・③の方は早めの申請をお願いします。

▶問合せ・申請先

- 西条地域の方 市庁舎本館1階 子育て支援課  
Tel.0897-52-1370  
○東予・丹原・小松地域の方 各総合支所 市民福祉課  
（電話番号は13ページ上段）  
詳細や手続きに必要な物などは、市ホームページをご覧ください。



## 申請期限が近付いています

期限 **8月18日(火)** **特別定額給付金**  
(10万円給付)

市民1人当たり**10万円**支給

5月に各世帯主へ申請書類などを郵送しています。申請後、10日程度で支給予定です。  
※本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）のコピーの添付漏れにご注意ください。

▶問合せ 市庁舎本館2階  
新型コロナ経済対策支援室  
Tel.0897-52-1367



期限 **8月31日(月)** **頑張ろう！小規模事業者・農林水産事業者応援給付金**

事業継続に取り組む小規模事業者・農林水産事業者（医療法人・農業法人・NPO法人を含む）に**10万円**支給

支給要件や必要書類は、市ホームページが広報さいじょう7月号4ページをご覧ください。

※書類は、郵送でご提出ください（消印有効）。

▶問合せ・郵送先 〒793-0003 西条市ひうち1-16  
新型コロナ経済対策支援室応援給付金担当  
（西条市地域創生センター内） Tel.0897-52-5157

